



京洛会計だより

発行人
 税理士 大塚 俊 宏
 税理士 杉本 高 男
 税理士 林 剛 史
 事務所 〒604-8106
 京都市中京区御池通堺町東南角
 吉岡御池ビル902号
 TEL (075) 213-1944(代)
 FAX (075) 213-1946

◆ 12月の税務と労務

12月

(師走) December
 23日・天皇誕生日

- 国 税 / 給与所得者の年末調整
 今年最後の給与を支払う時
- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
 及び保険料控除申告書の提出
 今年最後の給与を支払う前日
- 国 税 / 11月分源泉所得税の納付 12月10日
- 国 税 / 10月決算法人の確定申告
 (法人税・消費税等) 1月4日
- 国 税 / 4月決算法人の中間申告 1月4日
- 国 税 / 1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告
 (年3回の場合) 1月4日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

- 地方税 / 固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付
 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支
 払届 支払後5日以内

ワン
ポイント

滞納額の半分は消費税 国税庁の発表によると、平成20年度の新規発生滞納額は8,988億円で、このうち、消費税の滞納が最も多く、全体の半分近い4,118億円を占めています。20年秋からの経済不況は21年度の滞納額に影響するため、赤字であっても納税が必要となる消費税の滞納額が、21年度は大幅に増えることが予想されます。

永年勤続記念品等

Q 当社では、永年勤続表彰制度を導入しようと考えていますが、記念品等を支給する場合、税務上の問題はありますか。

A 永年勤続者の表彰に伴って記念品等を支給する場合の経済的利益については、「使用者が永年勤続した役員又は使用人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによりその役員又は使用人が受ける利益で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、課税しなくて差し支えない」とされています。

- ① その利益の額が、その役員又は使用人の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること
- ② その表彰が、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2回以上表

彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること

なお、記念品に代えて現金を支給する場合には、所得税の課税対象となり、源泉徴収も必要となります。

また、現金そのものではなくても、商品券などは現金と同様に扱われることとなりますので、注意する必要があります。

旅行券についても、何ら条件も付けずに支給する場合には、商品券に準じて課税対象になると考えられます。ただし、旅行にのみ使用することを前提として、次のようにその使用状況をきちんと管理している場合には、原則として課税されないこととされています。

- ① 旅行券支給後1年以内に旅行を実施する
- ② 一定の事項(旅行日・旅行先・旅行社等への支払額等)を記載した報告書に、必要資料を添付して報告させる
- ③ 1年以内に旅行券を使用しなかった場合には返還させる

個人住民税の特別徴収

給与所得者の住民税については、原則として所得税と同様に、給与から控除することになります。これを特別徴収といいます。これを特別徴収税額通知書に記載された金額を控除します。住民税は、その年度分の年税額について、6月支給分から翌年5月支給分までの給与から、それぞれ12等分した金額を控除することになっています。

12等分する際に百円未満の端数が生じた場合、その端数はすべて6月分に合算します。たとえば、年税額が194,700円だとすれば、 $194,700 \div 12 = 16,225$ 円ですから、7月分～5月分は百円未満を切り捨てた16,200円となり、6月分だけは $194,700 - 16,200 \times 11 = 16,500$ 円となります。

なお、年税額を12等分して毎月の給与から控除するため、所得税と異なり賞与から控除することはありません。

非常勤役員の出社交通費

所得税法では、会社その他の団体の役員、顧問、相談役又は参与者など、常には出勤を要しない者に対し、その勤務する場所以に出勤するために旅行に必要な運賃、宿泊料等の支出に充てるものとして支給される金品で、社会通念上合理的な理由があるものと認められる場合に支給されるものについては、旅費の非課税規定に準じて課税しなくて

差し支えないとして、たとえば、大阪に住んでいる非常勤取締役が、東京で行われる取締役会に出席するために支給された交通費について、通常必要な旅費に該当するものであれば、所得税は非課税として取り扱われることとなります。

通勤手当としての取扱いではありませんので、月額一〇万円の上限度額は適用されません。

年末調整のポイント

年末調整は、給与の支払者が給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）とを比べて、過不足を精算するものです。

1 年末調整の対象者

年末調整の主な対象者は、以下のいずれかに該当する人です。

- 一年を通じて勤務している人
- 年途中で就職し、年末まで勤務している人
- 年途中で退職した人のうち、次の人
 - 死亡により退職した人
 - 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて本年中に再就職ができないと認められる人

一方、次のいずれかに該当する人は、年末調整の対象外となります。

(1) 前記対象者のうち、本年中の主たる給与の収入金額が二千万円を超える人

(2) 二カ所以上から給与の支払いを受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人や、年末調整を行うときまでに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人（月額表又は日額表の乙欄適用者）

なお、年末調整は「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出が前提ですので、必ず提出してもらう必要があります。

2 住宅借入金等特別控除額
入居開始年により、表1のようになっています。ただし、適用初年度は確定申告が必要で、年末調整では対応できません。



表2 所得控除額一覧表

【社会保険料控除額】 支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額	
【小規模企業共済等掛金控除額】 中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金(旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象)、確定拠出年金法の規定により国民年金基金連合会が実施する個人型年金の加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額	
【生命保険料控除額】 次の①と②の合計額(最高10万円) ① 一般の生命保険料(②の個人年金保険料を除く)を支払った場合 イ 25,000円までの場合……支払保険料の全額 ロ 25,000円を超え50,000円までの場合……支払保険料×1/2+12,500円 ハ 50,000円を超え100,000円までの場合……支払保険料×1/4+25,000円 ニ 100,000円を超える場合……50,000円 ② 個人年金保険料(疾病等特約部分を除きます)を支払った場合 上記①のイ～ニの区分に応ずる算式により計算した金額	
【地震保険料控除額】 地震保険料の額(最高50,000円) + 旧長期損害保険契約の支払保険料 ①10,000円までの場合……支払保険料の全額 ②10,000円を超える場合……支払保険料×1/2+5,000円(最高15,000円) ※地震保険と旧長期損害保険の両方の控除額がある場合は、その合計額(最高50,000円)	
障害者控除額	障害者1人につき……270,000円 特別障害者1人につき……400,000円
寡婦(寡夫)控除額	270,000円(特別の寡婦は、350,000円)
勤労学生控除額	270,000円
配偶者控除額	同居特別障害者である人 左記以外の人
	一般の控除対象配偶者 730,000円 380,000円 老人控除対象配偶者 830,000円 480,000円
配偶者特別控除額	原則として配偶者の給与収入が103万円超141万円未満の人が対象になる ※ 控除対象配偶者、扶養親族……所得者と生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)及び養護老人のうち、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が38万円以下の者(青色事業専従者又は白色事業専従者とされる者を除く)。 ※ 特定扶養親族……扶養親族のうち、昭和62年1月2日から平成6年1月1日までの間に生まれた者(年齢16歳以上23歳未満の者)。 ※ 老人控除対象配偶者、老人扶養親族……昭和15年1月1日以前生まれ(年齢70歳以上)の控除対象配偶者、扶養親族。 ※ 同居特別障害者……控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が所得者又は所得者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。 ※ 同居老親等……老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。
扶養控除額	同居特別障害者である人(各1人につき) 左記以外の人(各1人につき)
	一般の扶養親族 730,000円 380,000円 特定扶養親族 980,000円 630,000円
	老人扶養親族 同居老親等以外の者 830,000円 480,000円 同居老親等 930,000円 580,000円
基礎控除額	380,000円

表1

入居開始年	控除対象年	算式 (A=住宅借入金等の年末残高 ※控除額100円未満切捨て)
平成11.1.1から13.6.30までの入居	入居年から起算して6年目までの各年	(A)×1%(最高50万円)
	入居年から起算して7年目から11年目までの各年	(A)×0.75%(最高37万5千円)
	入居年から起算して12年目から15年目までの各年	(A)×0.5%(最高25万円)
平成13.7.1から16.12.31までの入居	入居年から起算して10年目までの各年	(A)×1%(最高50万円)
	平成17年中の入居	平成17年から平成24年までの各年 (A)×1%(最高40万円) 平成25年、26年の各年 (A)×0.5%(最高20万円)
平成18年中の入居	平成18年から平成24年までの各年	(A)×1%(最高30万円)
	平成25年から平成27年までの各年	(A)×0.5%(最高15万円)
平成19年中の入居 ※①、②、③はいずれか選択適用 ※特定バリアフリー増改築等方式は19.4.1以後に住居用に供したものに限り。	①原則(10年間控除)方式 平成19年から平成24年までの各年 (A)×1%(最高25万円) 平成25年から平成28年までの各年 (A)×0.5%(最高12万5千円)	
	②特例(15年間控除)方式 平成19年から平成28年までの各年 (A)×0.6%(最高15万円) 平成29年から平成33年までの各年 (A)×0.4%(最高10万円)	
	③特定バリアフリー増改築等(5年間控除)方式 平成19年から平成23年までの各年 ①特定バリアフリー増改築等とは高齢者等が行う一定のバリアフリー改修工事に係る増改築等をいう。 ②増改築等の上の①の特定バリアフリー増改築等も含まれる。 次のイとロの合計額(最高12万円) イ[特定バリアフリー増改築等の年末借入金残高(200万円を限度)(B)]×2% ロ[増改築等の年末借入金残高(1,000万円を限度)-(B)の金額]×1%	
平成20年中の入居 ※①、②、③はいずれか選択適用 ※特定省エネ増改築等方式は、20.4.1以後に住居用に供したものに限り。	①原則(10年間控除)方式 平成20年から平成25年までの各年 (A)×1%(最高20万円) 平成26年から平成29年までの各年 (A)×0.5%(最高10万円)	
	②特例(15年間控除)方式 平成20年から平成29年までの各年 (A)×0.6%(最高12万円) 平成30年から平成34年までの各年 (A)×0.4%(最高8万円)	
	③特定バリアフリー増改築等又は特定省エネ増改築等(5年間控除)方式 平成20年から平成24年までの各年 ※特定省エネ増改築等方式の場合は右欄の算式に準じて計算する。この場合、イの「特定バリアフリー増改築等の年末借入金残高」は「特定省エネ改修工事等の費用に係る年末借入金残高」と読みかえて計算する。 次のイとロの合計額(最高12万円) イ[特定バリアフリー増改築等の年末借入金残高(200万円を限度)(B)]×2% ロ[増改築等の年末借入金残高(1,000万円を限度)-(B)の金額]×1%	
平成21年中の入居	入居年から10年間 (認定長期優良住宅の場合)	(A)×1%(最高50万円) (A)×1.2%(最高60万円)

(注) 控除を受ける年の合計所得金額(繰越損失控除前)が、3,000万円以下の者に限り。